

寒川町告示第 94 号

寒川町における住居表示の実施に伴う町の区域の設定及び字の区域 の変更の案

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号。以下「法」という。）に基づき、住居表示を実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定による町の区域の設定及び字の区域の変更の案を法第 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で、本町の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和 42 年政令第 246 号）第 1 条の定めるところにより、本日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の連署をもって、この案に対する変更の請求をすることができる。

平成 28 年 11 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 町の区域の設定及び字の区域の変更の案

設 定 後	左に包括される区域	
町 名	字 名	区 域 図
お か だ に ち ょ う め 岡 田 二 丁 目	岡 田 の 一 部 小 谷 の 一 部	別 図 の と お り

備 考

町界を定めるに当たっては、道路、水路及び鉄道のうち、おおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。

